

**第12 休止中の地下貯蔵タンク、二重殻タンクの外殻及び地下埋設配管の漏れの点検期間延長の申請**

規則第62条の5の2第2項、第3項関係	・休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検の期間延長の承認
規則第62条の5の3第2項、第3項関係	・休止中の地下埋設配管の漏れの点検の期間延長の承認
市危則第24関係	・休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間の延長の承認
市危則第25関係	・休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間の延長の承認

**1 危険物の貯蔵及び取扱いを休止している地下貯蔵タンク又は地下埋設配管の漏れの点検に関する事項 (H22.7.8 消防危第144号通知)****(1) 漏れの点検期間及び点検記録保存期間延長の事由**

市町村長等が保安上支障がないと認める場合は次のとおりとする。

- ア 危険物が清掃等により完全に除去されていること。
- イ 危険物又は可燃性の蒸気が流入するおそれのある注入口又は配管に閉止板を設置する等、誤つて危険物が流入するおそれがないようにするための措置が講じられていること。
- ウ 休止に伴う危険物製造所等休止・再開届出書又は危険物製造所等軽微変更届出書が提出されていること。

**(2) 危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合の漏れの点検の実施時期**

規則第62条の5の2第2項ただし書き及び第62条の5の3第2項ただし書きの規定に基づき漏れの点検の期間が延長された後、所有者等が申請した期間延長後の漏れの点検予定日より前に危険物の貯蔵又は取扱いを再開する場合には、地下貯蔵タンク等の所有者等は、次のア又はイに定める期限までに漏れの点検を実施すること。

- ア 延長申請前の漏れの点検の実施期限までに危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあっては、延長申請前の漏れの点検の実施期限
- イ 延長申請前の漏れの点検の実施期限より後で、かつ、期間延長後の漏れの点検予定日以前に危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあっては、再開の日の前日

**2 漏れの点検期間延長申請に添付する図書◆**

規則第62条の5の2第3項に規定する申請書（地下貯蔵タンク又は二重殻タンク）又は規則第62条の5の3第3項に規定する申請書（地下埋設配管）に次の図書を添付すること。

- (1) 保安上支障がないことが確認できる書類
- (2) 申請に係る範囲を明示した書類（部分的に申請する場合に限る。）
- (3) その他必要な書類